

写

宝塚市国民健康保険運営協議会

答 申 書

令和8年（2026年）1月29日

令和8年（2026年）1月29日

宝塚市長 森 臨 太 郎 様

宝塚市国民健康保険運営協議会

会 長 高田 昌代

委 員 明渡 寛

委 員 森山 富士子

令和8年度（2026年度）国民健康保険事業の財政運営について(答申)

令和7年（2025年）12月18日付け、宝塚市諮問第28号にて諮問のあった標記のことについて、同年12月18日、令和8年（2026年）1月9日の2回にわたり審議した結果、下記のとおり答申する。

記

答 申

- 1 令和8年度（2026年度）国民健康保険税は、次のとおりとすることが適当である。

（1）基礎課税分

所得割税率、平等割額、均等割額について、現行で据え置くこと。

(2) 後期高齢者支援金等課税分

所得割税率、平等割額、均等割額について、現行で据え置くこと。

(3) 介護納付金課税分

所得割税率、平等割額、均等割額について、現行で据え置くこと。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税分

所得割税率について、0.29%とすること。

平等割額について、900円とすること。

均等割額について、1,300円とすること。

18歳以上均等割額について、100円とすること。

2 兵庫県における保険料水準の統一及び統一基準による減免の実施（独自減免の廃止）については、令和12年度を目指すこと。但し、今後の国民健康保険事業財政調整基金の運用等に支障が出る可能性がある場合には、時期の前倒しを検討すること。また、兵庫県における保険料水準の統一及び統一基準による減免の実施の目的や内容、影響について、被保険者にわかりやすく、かつ丁寧な情報を提供し、理解を得るための周知・広報に努めること。

3 国民健康保険事業財政調整基金について、財政調整を主としつつ、財政調整に限らない活用方法も検討すること。

答 申 理 由

令和8年(2026年)1月9日に県から示された本市の令和8年度(2026年度)の納付金総額は、約57億9,800万円で、子ども・子育て支援納付金の新設等に伴い本年度の納付金総額よりも約8,600万円増加しており、被保険者1人当たりの納付金額も引き続き増加している。

仮に、現行の保険税率等を据え置いた場合、令和8年度には約3億8,600万円の不足が生じるものと見込まれている。このことについては、本来であれば保険税率等を引上げることで対応すべきであるが、近年の物価水準の高騰等の影響で家計の負担が増加する中、被保険者の生活をより一層圧迫することや、令和8年度からは新たに子ども・子育て支援納付金課税分が賦課・徴収されること等を踏まえると、保険税率等の引上げは慎重に判断しなければならない。

また、兵庫県では、県内の保険料水準の統一に向けて、令和9年度を移行目安時期として遅くとも令和12年度までに、標準保険料率への移行を完了することや県統一基準による減免の実施を行うこと等の方針を掲げ、現在も議論が進められている。本市においては、県の方針に基づき、期間内に移行を完了させる必要がある中で、現時点での標準保険料率が本市の現行税率等と比較して高い水準にあることと、減免基準においても県統一基準が本市の現行基準より厳しい条件となることから、移行時期を判断する上では、本市の被保険者に与える影響を十分に考慮する必要がある。

一方、国民健康保険事業特別会計における令和6年度決算では、約4億3,100万円の黒字を計上しており、国民健康保険事業財政調整基金残高が約12億8,400万円まで積み上がっている。兵庫県においては、令和12年度の保険料水準の完全統一後、基金を活用した保険税率等の引き下げは実施できない方針とされ、基金の活用方法については今後議論を進めることとされている。このため、現段階においては、保険料水準の統一に向けた円滑な移行を図る観点から、当該基金を最大限活用することが望ましいと考えられる。なお、試算によると、現在の国民健康保険事業財政調整基金残高を活用した場合、令和12年度まで現行の保険税率等や減免基準を据え置くことが可能と見込まれているところである。

以上のことを踏まえ、令和8年度については、本年度と同様に現行税率を据え置くこととし、新たな子ども・子育て支援納付金課税分については、県が示す標準保険料率の水準に定め、生じうる収支不足については、同基金を取り崩して充当することが適当であると考えます。

また、県内の保険料水準の統一及び統一基準による減免の実施に向けては、令和12年度の移行を基本としつつ、今後の国民健康保険事業財政調整基金の運用状況や標準保険料率と現行の保険税率等との乖離状況等を踏まえて、引き続き移行時期の検討を進めていくことが必要である。

国民健康保険については、被保険者の減少および1人当たりの医療費の増加に加え、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、現役世代の人口が急激に減少する状況の下、後期高齢者支援分の負担増加が見込まれることから、今後、財政運営は一層厳しさを増すものと考えられる。このため、被保険者の負担の軽減および保険財政の健全化を図る観点から、収納率の向上による保険税収入の確保を図るとともに、必要な医療提供体制の確保を前提に、医療費の適正化に係る取組を一層推進することが重要である。ついては、国の制度改正等の動向を注視するとともに、他市町の取組事例等を踏まえながら、市を挙げて継続的かつ計画的に取組を進められたい。